

令和6年4月18日

(公財) 東京都公園協会

舎人公園の売店における商品の消費期限記載方法の不備について

この度、公益財団法人東京都公園協会が東京都より管理許可を受けて管理運営している舎人公園内の売店2店舗において、食品表示法に基づいた消費期限に係る記載方法について、不備がありました。

お買い上げいただきましたお客様にはご心配をお掛けしてしまいましたこと、お詫び申し上げます。

1 概要

(1) 販売日時

令和6年4月5日(金)から令和6年4月14日(日)まで

(2) 販売された商品

「ベーグルサンドウィッチ(クリームチーズと白あん)」

(3) 販売場所

- ・パークス舎人夕日の丘売店(足立区古千谷2-11)
- ・パークス舎人BBQ売店(足立区古千谷1舎人公園C地区)



(4) 販売総数

合計 266 個

- ・パークス舎人夕日の丘売店 247 個
- ・パークス舎人BBQ売店 19 個

(5) 当該販売商品の消費期限の記載内容

下記①および②の状態で販売(※詳細は別紙参照)

①商品裏面シール内の「消費期限欄」の記載

消費期限：2024年4月 日 (※日付の部分が未記載)

②商品裏面のシールの横に消費期限日を印字したシールを貼付

(6) 本来実施すべきだった正しい記載内容

下記①または②の状態の販売

①商品裏面シール内の「消費期限欄」に年月日を記載

例) 消費期限：2024年4月14日

②商品裏面シール内の「消費期限欄」に、「この面の下部に記載」等とし、消費期限日を印字したシールを貼付

(7) 当該商品の販売状況

当該商品は、メーカーの指示に基づいて、適切に保管管理された冷凍商品販売前日に解凍し、翌日(販売日)を消費期限とした上で、シールに印字して販売しています。

なお、消費期限を過ぎたもの(販売日に売れ残ったもの)はすべて廃棄しております。

2 事案の経過

- ・令和6年4月14日(日)20時頃、職員が消費期限の記載がない旨のX(旧ツイッター)の投稿に気づき事実を把握する。
- ・令和6年4月15日(月)9時、開店と同時に正しい記載に修正して販売

3 今後の対応

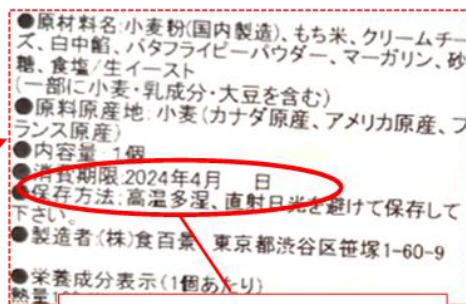
当該店舗等において今回の経緯について掲示するとともに、当協会ホームページにおいても同様の内容を掲載してお知らせいたします。

引き続き食品表示法に基づいた表示をするように徹底してまいります。

●改善前の販売状況



消費期限のシールは添付



消費期限の日にちが抜けていた

●改善後の販売状況



消費期限の年月日を記載

〔問い合わせ先〕

(公財) 東京都公園協会 営業課

電話 03-3232-3138